

事 業 主 様

令和 8 年 2 月
伊勢労働基準協会長

新入者安全衛生教育の実施について

平素は、当協会の事業運営について格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法第 59 条では、「事業者は、労働者を雇い入れた時、作業内容を変更した時等、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならない」ことを義務づけております。

つきましては、初めて業務につかせる方はもとより、教育未了の方、作業内容を変更された方、職場を変わられた方々等、是非この機会に厚生労働省令で定められた安全衛生教育を受講されますよう、下記の通りご案内申し上げます。

記

1. 日 時 令和 8 年 4 月 10 日(金) 午前 9 時 00 分～午後 4 時 30 分
2. 場 所 三重職業能力開発促進センター ポリテクセンター伊勢 視聴覚教室
伊勢市小俣町明野 685 TEL 0596-37-3121
3. 受講費用 会員： 8,800 円 (受講料 8,000 円 10% 対象 消費税 800 円)
非会員： 12,100 円 (受講料 11,000 円 10% 対象 消費税 1,100 円)
4. 定 員 30 名 [締切日：3 月 25 日(水)]
※ 定員になり次第締切りとさせて頂きます。
※ 受講料は、申込締切日の後に取消されてもお返し致しませんので、ご了承下さい。
5. 申込方法 別紙の申込書にて当協会にお申し込み下さい。 (申込書 FAX 可)
 - (1) 受講費用は、申込締切日までに下記に振込頂くか直接ご入金願います。
(振込みの場合の手数料は、教育申込者ご負担でお願いします)
尚、振込金受取書にて領収証に代えさせて頂きます。

振込先	三十三銀行 八間通支店 (普通) 0358325
	口座名義 伊勢労働基準協会

※ 適格請求書が必要な場合は申込書にチェックを入れて下さい。
申込のアドレスに送信します。
 - (2) 受講票は、受講費用のご入金確認後、FAX にて返信させていただきます。
※ 複数の場合は該当者に応じて返信させていただきます。
6. 修了証 受講修了者には、修了証が交付されます。